（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号ウ及び第二十七条第六号中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

規　則

人事院規則一〇―一一―七

人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を改正する人事院規則

平成二十八年三月二十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第六号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号、別記様式第五号、別記様式第七号及び別記様式第十一号から別記様式第十三号までの様式中「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附　則

この規則は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。